

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
河原九一八番二地先まで	本庄市児玉町小平字下河原九〇一 番一地从り同市児玉町小平字下	区 間
三六・一〇 〽 一〇・四七	一二・九五 〽 七・六九	敷地の幅員 (メートル)
	九三・九〇	延長 (メートル)
	橋りよう架換工事による。	備 考